

東浦町配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して食事を自宅等へ配達するサービス（以下「配食サービス」という。）を実施する事業（以下「配食サービス事業」という。）を行うことにより、食材の確保及び調理時の負担の軽減並びに孤独感の解消及び安否の確認を図り、もってひとり暮らし高齢者等が安心できる生活の確保に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 配食サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 原則として毎日、夕食をひとり暮らし高齢者等の自宅等へ届けること。
- (2) 配食に際しては、声かけ等に努め、利用者の生活状況の変化に留意し、安否確認を行うこと。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は東浦町とし、事業の実施については、適切に運営できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第4条 配食サービス事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する65歳以上の在宅の者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
- (2) 老衰、身体等の障害又は疾病のため、自分で買い物をすること及び調理することが困難な者
- (3) 家族による食事の提供が困難な者

2 前項に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認めたもの

(利用の申請)

第5条 配食サービス事業を利用しようとする者は、配食サービス利用申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、適当と認めるときは配食サービス利用決定通知書（様式第2）により、適当でないとき認めるときは配食サービス利用申請却下通知書（様式第3）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、配食サービスにおける弁当の種類の変更をする場合は、配食サービス利用変更申請書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第8条 町長は、前条に定める変更申請書を受理したときは、その内容を審査の上、

速やかに変更の可否を決定し、適当と認めたときは配食サービス利用変更決定通知書（様式第5）により、適当でないとは認められたときは配食サービス利用変更申請却下通知書（様式第6）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第9条 利用者は、申請内容に変更がある場合は、速やかに配食サービス利用変更届（様式第7）により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の急病その他やむを得ない事情により臨時に中止する場合は、中止する日の2日前（中止する日の2日前が東浦町の休日を定める条例（平成元年東浦町条例第31号）における町の休日にあたる時はその前日）午後5時までにその旨を申し出なければならない。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでない。

（利用中止の届出）

第10条 利用者（利用者が死亡した場合はその親族等）は、次の各号のいずれかに該当するときは、配食サービス利用中止届（様式第8）を速やかに町長に提出しなければならない。

- （1）対象者が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2）対象者が、死亡又は転出したとき。
- （3）対象者から利用中止の申出があったとき。

（利用の中止）

第11条 町長は、対象者が前条各号に規定する要件に該当した日から起算して30日を経過した後においても同条に規定する届出をしない場合又は利用者が不正にこの事業を利用した場合は、利用を中止することができる。

（中止の通知）

第12条 町長は、前条の規定により利用の中止を決定したときは、配食サービス利用中止決定通知書（様式第9）により通知するものとする。

（利用者負担）

第13条 利用者は、食事の実費相当額から300円（配食サービス利用申請書の受付日の属する年度において対象者の属する世帯の構成員（対象者が居住する住宅と同一の住宅に居住する親族は、対象者の属する世帯の構成員でない場合であっても当該世帯の構成員とみなす。）のうち当該年度（4月又は5月に受け付けた場合は前年度）に町民税が課税されている者がいる場合は、200円）を差し引いて得た額を負担しなければならない。

（実態調査）

第14条 町長は、利用者に対し、配食サービスの利用の実態に係る調査を行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 6 月分からの配食サービスの利用については、平成 28 年 6 月 1 日前も第 2 条の規定による改正後の東浦町配食サービス事業実施要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町配食サービス事業実施要綱第 9 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、この要綱の施行の日以後の配食サービスの利用について適用する。

様式第1 (第5条関係)

配食サービス利用申請書

年 月 日						
東浦町長						
住所 氏名 (対象者との続柄) 電話						
次のとおり配食サービスの利用を申請します。なお、申請に当たっては、東浦町が利用者の世帯全員の課税状況及び介護保険の認定状況を調査すること並びに配食業者に利用者の個人情報を提供することについて同意します。						
台帳番号						
配食 対象 者	住所	東浦町大字 字				電話
	氏名		生年 月 日	. . . 年 月 日	性別	男 女
	世帯区分	ひとり暮らし 高齢者世帯 その他世帯 ()				
申請理由						
配食希望日 月 火 水 木 金 土 日曜日 (週 日)						
弁当の種類						
緊 急 時 連 絡 先	氏名		続柄		電話	
	住所					
近 隣 協 力 者	氏名		続柄		電話	
	住所					
世 帯 の 状 況	氏名		続柄		課税状況	課税・非課税
			続柄		課税状況	課税・非課税
			続柄		課税状況	課税・非課税

※ 裏面に自宅付近の案内図を記入してください。

様式第2 (第6条関係)

配食サービス利用決定通知書

第 号			
年 月 日			
様			
東浦町長			
年 月 日付けで申請のありました配食サービスの利用について、次のとおり決定しましたので通知します。			
配 食 対 象 者	住 所	東浦町大字 字	
	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	世 帯 区 分	ひとり暮らし 高齢者世帯 その他世帯 ()	
世 帯 課 税 状 況			
配 食 日		月 火 水 木 金 土 日曜日 (週 日)	
利 用 開 始 日		年 月 日	
弁 当 の 種 類		(業者:)	
負 担 額		1食当たり 円 (利用者に負担していただきます。)	
(注意事項)			
1 食事は、午後3時30分からおおむね午後5時までの間に自宅にお届けします。手渡しを原則としますので、対象者は在宅していただきます。			
2 食事が不要になったときは、中止する日の2日前の日の午後5時(ただし、その日が土日祝日のときは、直前の平日午後5時)までにご連絡ください。連絡のない場合は、利用料をいただきます。			
3 食事は、早めに食べてください。食べ残した場合は、必ず処分してください。			
4 次の場合は、速やかに届け出てください。			
(1) 対象者に係る住所、氏名、世帯区分、課税状況、配食日、緊急連絡先等に変更が生じたとき。			
(2) 配食サービスの対象者ではなくなったとき。			
(3) 対象者の入院、死亡、転出等により配食が不要となったとき。			

様式第3 (第6条関係)

配食サービス利用申請却下通知書

第 号 年 月 日		
様		
東浦町長		
年 月 日付けで申請のありました配食サービスの利用について、次のとおり却下します。		
配食 対象者	住所	東浦町大字 字
	氏名	
却下の理由		

様式第4（第7条関係）

配食サービス利用変更申請書

年 月 日						
東 浦 町 長						
住 所 氏 名 (対象者との続柄) 電 話						
次のとおり配食サービスの利用の変更を申請します。						台帳番号
配 食 対 象 者	住 所	東浦町大字 字				電話
	氏 名	生 年 月 日	. . 年 月 日	性 別	男 女	
変 更 事 項 (弁当の種類)						
変 更 理 由						

様式第5（第8条関係）

配食サービス利用変更決定通知書

		第 号	
		年 月 日	
様 東浦町長			
年 月 日付けで申請のありました配食サービスの利用変更について、次のとおり決定しましたので通知します。			
配食対象者	住 所	東浦町大字 字	
	氏 名		生年 月日 年 月 日
配 食 日	月 火 水 木 金 土 日曜日（週 日）		
変 更 開 始 日	年 月 日		
変 更 事 項	弁当の種類	（業者： ）	
	負 担 額	1食当たり 円（利用者に負担していただきます。）	
<p>（注意事項）</p> <p>1 食事は、午後3時30分からおおむね午後5時までの間に自宅にお届けします。手渡しを原則としますので、対象者は在宅しててください。</p> <p>2 食事が不要になったときは、中止する日の2日前の日の午後5時（ただし、その日が土日祝日のときは、直前の平日午後5時）までにご連絡ください。連絡のない場合は、利用料をいただきます。</p> <p>3 食事は、早めに食べてください。食べ残した場合は、必ず処分してください。</p> <p>4 次の場合は、速やかに届け出てください。</p> <p>（1）対象者に係る住所、氏名、世帯区分、課税状況、配食日、緊急連絡先等に変更が生じたとき。</p> <p>（2）配食サービスの対象者ではなくなったとき。</p> <p>（3）対象者の入院、死亡、転出等により配食が不要となったとき。</p>			

様式第6（第8条関係）

配食サービス利用変更申請却下通知書

第 号 年 月 日		
様		
東浦町長		
年 月 日付けで変更申請のありました配食サービスの利用について、次のとおり却下します。		
配食 対象者	住所	東浦町大字 字
	氏名	
却下の理由		

様式第7（第9条関係）

配食サービス利用変更届

年 月 日

東 浦 町 長

住所
氏名
電話番号

次のとおり配食サービスの利用について、変更したいので届け出ます。
台帳番号

配 食 対 象 者	住所	東浦町大字 字
	氏名	
変更の内容	[住所・氏名の変更]	
	[世帯区分の変更] 一人暮らし 高齢者世帯 その他世帯（ ）	
	[課税状況の変更]	
	[配食日の変更] 年 月 日から 月 火 水 木 金 土 日曜日（週日）	
	[緊急連絡先の変更]	
[その他の変更]		
変更の理由		

様式第8（第10条関係）

配食サービス利用中止届

年 月 日

東 浦 町 長

住所

氏名

電話番号

次のとおり配食サービスの利用を中止したいので届け出ます。

台帳番号

配食 対象者	住 所	東浦町大字 字
	氏 名	
中止の理由		
中止年月日	年 月 日	

様式第9（第12条関係）

配食サービス中止決定通知書

		年 月 日
様		
東浦町長		
次のとおり配食サービスの利用中止が決定しましたので通知します。		
配食 対象者	住 所	東浦町大字 字
	氏 名	
中 の 理 由	止 由	
中 年 月 日	止 日	年 月 日